

石川県後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器等賃貸借
(機器更改対応)

特記仕様書

平成30年8月

石川県後期高齢者医療広域連合

1 調達の概要

本仕様書は、石川県後期高齢者医療広域連合電算処理システム（機器更改対応）で使用する機器（ハードウェア（サーバ機器、クライアント機器、周辺機器、ネットワーク機器等）とソフトウェア（ミドルウェア、ウイルス対策ソフト、マニュアル含む）等の賃貸借に関するものである。また、本仕様書には、借上げする機器等（ハードウェア及びソフトウェア）の詳細、数量、納入場所及びスケジュールに関する要件を記載している。

2 賃貸借機器（ハードウェア及びソフトウェア）等

石川県後期高齢者医療広域連合電算処理システム（機器更改対応）（ハードウェア及びソフトウェア）等の賃貸借並びに納入の作業。ハードウェアのサーバ機器については、また、調達機器の設置に伴って必然的に必要となる物品（接続部品等）については、本仕様書に記載の有無に係わらず提供すること。

3 賃貸借機器（ハードウェア及びソフトウェア）の仕様

石川県後期高齢者医療広域連合電算処理システム（機器更改対応）で使用する機器の仕様は、物品賃貸借実施設計書を参照すること。設計書に記載されている機器のスペックは、標準システムを稼働させる上で必要なスペックを記載している。なお、現行システムで使用しているソフトウェアやデータと互換性を保つため、使用する機器及びソフトウェアは型名指定とする。

4 導入スケジュール及び設置場所

（1）導入スケジュール

全ての機器は平成31年2月28日までに、広域連合へ納入すること。ただし、以下の導入スケジュールにあわせて、納品すること。

- ・広域連合システムハードウェア（事務局側）、ネットワーク機器（事務局、データセンター側）、ソフトウェアは、広域連合が指示した業者（ハウジング業者等）が10月より作業を行う予定のため、9月末までに納品すること。
- ・広域連合システムハードウェア（市町側）、ネットワーク機器（市町側）は、12月より展開を予定しているため、10月末までに納品すること。
- ・納入後から納入期限までの期間は、機能検証期間とする。

（2）設置場所

広域連合が設置場所を広域連合以外の場所に指定した場合は、その指定先の指示に従って納入を完了すること。

5 導入方法

各機器を設置場所に納入する前に、納入機器を使用し、初期不良検出確認を実施すること。不良検出がされた場合は速やかに交換すること。

設置場所への納入、設置作業は広域連合の指示に従うこと。ただし、広域連合が別に指定した場合は、その指定先の指示に従うこと。

6 導入支援内容

設置場所への機器等の導入に伴い、次の内容を実施すること。

(1) 設置前の調整・支援内容

納入予定機器一覧を落札後速やかに、書面をもって提出すること。なお、その際、広域連合の疑義に対して速やかに対応すること。

また、広域連合が必要と判断した納入機器については、広域連合が指示した業者（ハウジング業者等）による機能検証を実施する場合もある。なお、機能検証場所及び方法については、広域連合と協議のうえ決定することとし、日程について別途広域連合より提示する。

(2) 設置時の支援内容

設置場所により設置時期の変更が発生する可能性があるため、広域連合の指示があるまで、機器を保管すること。

(3) 設置後の支援内容

広域連合及びシステム構築業者が実施する動作確認作業中の質疑に対し、電話等での問い合わせ対応を随時行うこと。また、問題や障害に対しては、現地対応も含め速やかに対応すること。

7 納入要件

設置に際しては以下の要件で、納入すること。

(1) 連絡体制

納入に対する支援体制を明確にし、導入期間中の問合せ対応等を行うこと。

(2) 広域連合による検収

設置作業完了後、広域連合による設置状況検収を行う。

(3) その他

- ・ 製造番号及び設置場所を記録し管理すること。また、製造番号、形式等ハードウェア障害時に保守業者への連絡が必要な情報を機器本体の見やすい場所に貼り付けること。詳細については別途提示する。
- ・ 本仕様書に記入している型名指定製品は、納入時において後継機器が販売されている場合、納期間に合うことを確認できた機器については、新製品で納入すること。その場合、広域連合担当者と必要事項等を検討し明細を変更すること。

8 機密保護

本契約内で得た情報に関して、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外の使用・開示してはならない。また、磁気媒体等に記憶された情報についても漏洩を防ぐ対策を講じること。